

第3 自然共生

- 1 環境保全
- 2 循環型社会の推進
- 3 墓地、斎苑

1 環境保全

(1) 概要

平成14年9月に「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」を目指す「環境都市宣言」を行うとともに、平成18年9月には環境の保全及び創出に向け基本理念を定めた「岐阜市環境基本条例」を制定するなど、制度整備や体制づくりに努めてきた。

現在は、本条例に基づく「岐阜市環境基本計画」を5年ごとに改定し、生物多様性の保全、地球温暖化対策、循環型社会の推進に対し、市民、環境保全団体、事業者と協働により総合的かつ計画的に施策を展開している。

(2) 各種業務

ア 地球温暖化

地球温暖化対策推進法では、市町村区域の実情に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的な施策を策定し実施することが定められている。これまでの取り組みや取り巻く状況の変化を踏まえ、全市的な取り組みを更に進めるため、岐阜市の総合的な温暖化対策の方針である「岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を平成29年3月に改定した。

また、市が率先して自らの事業に係る環境負荷を低減するための取り組みとして、平成9年4月に「環境アクションプランぎふ」を策定し、全庁的にコピー用紙や電気、ガスの使用削減に努めてきた。平成13年には、地球温暖化対策推進法に基づく、市の事業活動から排出される温室効果ガスの削減を柱とする計画に位置づけるための改定を行った。

平成29年3月には、同プランを再改定し、施設の低炭素化やエネルギー利用の効率化等の取り組みを追加するとともに、その手引書となる「スマートシティ岐阜推進プラン」の策定を行った。

民生家庭部門への対策としては、本市の恵まれた日照時間を活用するために、平成21年5月から平成28年3月にかけて住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助制度を実施し、4,146件の補助を行ってきた。

また、家庭におけるエネルギーの分散自立化や電力需要の平準化を推進するために、平成26年4月から家庭用燃料電池・蓄電池の設置に対して補助制度を実施しており、平成28年度は燃料電池118件、蓄電池10件の補助を行った。

さらに、岐阜市の豊富で良質な地下水等の地中熱の活用を市民及び事業者へ普及促進するため、平成27年4月から地中熱ヒートポンプシステムの設置に対する補助制度を実施している。（平成27年度：2件、平成28年度：0件）

家庭用燃料電池及び蓄電池普及促進補助金交付実績

年度	燃料電池(件)	蓄電池(件)
平成27	118	47
平成28	118	10

イ 大気

大気汚染防止法及び岐阜県公害防止条例により工場、事業場からのばい煙、粉じんの排出が規制されており、立入検査及び実態調査を実施している。

環境基準が設定されている大気汚染物質については、一般環境大気測定局3局と自動車排出ガス測定局1局で、常時自動測定を行っており、環境基準を概ね達成している。特に光化学スモッグの指標である光化学オキシダントについては、発生しやすい5月から9月の間を重点監視期間として、健康被害の防止に努めている。また、ダイオキシン類を含む有害大気汚染物質については、平成9年度から測定を行っている。

健康被害が懸念されるPM2.5（微小粒子状物質）については、市内3箇所に測定機器を設置し、測定を行っている。また、環境省から示された「注意喚起のための暫定的な指針」により、岐阜県における運用指針に沿って本市でも運用指針を策定し、健康被害の防止に努めている。

また、建築物の解体等に伴う石綿（アスベスト）の飛散防止を図るために、届出対象となる石綿除去工事において、届出時の事前指導、工事施工時の立入検査及び除去作業中における濃度測定を実施することにより、生活環境へ飛散する石綿の防止対策を行っている。

ウ 騒音

騒音規制法及び岐阜県公害防止条例により、工場、事業場騒音、建設作業騒音等が規制されており、立入検査及び実態調査を実施している。

航空機騒音については環境基準の達成状況を把握するために4地点で実態調査を行っている。

自動車騒音については主要道路15地点で実態調査を行っている。さらに環境基本法に規定する「騒音に係る環境基準」の達成状況を把握するため、36路線で実態調査を行っている。

エ 振動

振動規制法により、工場、事業場振動、建設作業振動等が規制されており、立入検査及び実態調査を実施している。

道路交通振動については、自動車騒音と同じ15地点で実態調査を行っている。

オ 悪臭

悪臭防止法に基づき、工場、事業場から発生する悪臭の実態調査を実施し、指導等を行っている。

悪臭は、臭覚の個人差及び悪臭物質のもとになる有機化合物の数が極めて多いこと等から、他の公害に比べ防止が困難である。

カ 公害の未然防止

工場、事業場の新增設に際しては、開発協議や

建築確認申請時に事前審査、指導を実施するほか、特定工場における公害防止管理者の設置指導など公害の未然防止に努めている。

キ 公害苦情

公害に関する苦情は前年度と同程度。

公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談の側面と行政に対して不満を表明するという側面をあわせ持つもので、種々の問題を抱合している。

公害苦情件数

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
大気	45	86	61	55	63
水質	101	104	100	85	60
騒音	67	54	61	56	59
振動	6	6	5	4	5
悪臭	18	23	20	20	25
その他	0	4	6	0	0
合計	237	277	253	220	212

※水質には河川事故等も含む。

ク 水質

水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例に基づき、市内19河川24地点における定期的な水質調査及び規制対象工場、事業場への立入検査を実施している。河川の水質調査においては、概ね環境基準を達成しており、工場、事業場の排水に起因する水質汚濁は改善されている。

また、長良川水浴場は、環境省により平成13年3月に「日本の水浴場88選」に選定された全国で唯一の河川水浴場である。

ケ 地下水

水質汚濁防止法に基づき、市内を30メッシュに区分し、調査地点をメッシュ内で毎年変更しながら地下水調査を実施している。その結果、1地点において環境基準を達成しなかったため、引き続きモニタリング調査を実施していく。

また、既存の地下水汚染地区について地下水モニタリング調査を継続し、汚染状況の把握に努めている。

平成15年2月に土壤汚染対策法、同年4月に岐阜市地下水保全条例が施行され、これに基づき地下水汚染の未然防止及び地下水汚染対策の指導等を行っている。

コ 自然

平成16年に「岐阜市自然環境の保全に関する条例」及び「同条例施行規則」を施行し、平成19年には「達目洞ヒメコウホネ特別保全地区」を指定した。

また、平成21年度から平成25年度にかけて、自然環境基礎調査を実施し、約5,400種の動植物の生息・生育を確認した。平成26年度には

絶滅が危惧される動植物及び市内に生息・生育している外来種についてまとめた「岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト2015」を作成し、平成27年度に公表した。さらに、これらを基礎資料として、平成27年度には、生物多様性の保全と持続的な利活用のための基本計画である「岐阜市生物多様性プラン」を策定した。平成28年度には、「岐阜市生物多様性プラン」の具体的な実施計画となる「アクションプラン2017-2019」を策定した。

自然環境の保全については、地域が主体となった保全活動が重要となるため、市民団体の活動を支援している。また、「こどもエコクラブ」の活動をはじめ、子ども達への環境学習を支援している。

サ 公害防止施設整備の助成

中小企業者の公害防止施設の整備促進を図るため、利子補給制度を設けている。

(3) 各種公害法の規制対象工場・事業場数

(平成29年3月31日現在)

種別		規制対象数
法	大気汚染防止法	320
	ダイオキシン類対策特別措置法	20
	水質汚濁防止法	124
	騒音規制法	770
	振動規制法	513
小計		1,747
県条例	大気汚染	32
	水質汚濁	4
	騒音	709 <small>事業場内特定作業を除く</small>
	小計	745
合計		2,237

(重複を除いた合計)

(4) 浄化槽

ア 概要

長年、浄化槽の設置基数は増加の一途であったが、下水道地区の拡大により下水道への切替が進み、浄化槽設置基数は減少している。市内では21,513基(平成29年3月31日現在)設置されている。浄化槽の管理が不十分な場合は悪臭等の原因となり、衛生上も問題があるため、浄化槽法では、保守点検、清掃、法定検査の3つの義務を定めている。管理者に対しては、広報紙等による啓発や立入指導を行い、維持管理の徹底に努めている。また、浄化槽関連業者には、資質向上のために講習を行っている。

また、生活排水対策の一環として、昭和62年6月から合併処理浄化槽設置の補助制度を設けており、平成10年4月からは「岐阜県浄化槽の設

置に関する指導要綱」が施行され、新設される浄化槽は全て合併処理浄化槽を設置することとなった。平成13年4月には、浄化槽法の改正により、浄化槽とは、合併処理浄化槽のみを示し、単独処理浄化槽はみなし浄化槽と表現することとなった。また、浄化槽設置補助基数について、平成28年度は79基であった。

イ 平成28年度浄化槽設置補助実績

	基数	金額(円)
浄化槽設置補助	79	37,020,000
みなし浄化槽撤去費補助	19	1,710,000
生活排水導入管設置補助	34	3,400,000

ウ 関係業者の状況(平成29年3月31日現在)

清掃業者	許可	4社
保守点検業者	登録	46社

エ 立入指導件数(平成28年度)

	件数
法定検査不適浄化槽指導	233
苦情処理	12
大型浄化槽立入	35

2 循環型社会の推進

(1) 概要

ライフスタイルを見直して発生抑制からのごみ減量を進め、限りある資源を大切に使い、環境への負担を少なくする循環型社会への取り組みが求められている。

(2) 各種業務

ア 資源分別回収事業

地域独自に行われていた資源の集団回収を支援するため、昭和58年4月から「資源分別回収事業」として再編し、市内全域で開始した。市は、実施団体の窓口である自治会連合会に対し、標示板等の物品支援のほか、回収重量に応じて奨励金を交付している。

また、平成25年度から分別されず多くのごみとして焼却処理されていた「雑がみ」の回収に注力しており、平成28年度は、573トン回収した。

資源分別回収実績

年度	実施回数	回収品目						回収量計(kg)
		紙類	古着	カン・フライパン類	生きビン類	雑ビン類		
平成24	595	11,812,930	1,311,630	157,639	35,593	119,324	13,437,116	
平成25	642	10,676,058	1,204,840	153,942	34,024	122,358	12,191,222	
平成26	737	9,644,052	854,580	147,635	31,524	112,312	10,790,103	
平成27	833	8,756,670	695,130	143,789	27,093	106,986	9,729,668	
平成28	899	7,476,657	494,210	136,500	23,943	96,986	8,228,296	

イ 生ごみ減量対策

(ア) 生ごみ有機肥料化促進補助制度

家庭から排出される生ごみの減量を促進するため、平成5年度から、「ボカシ」を使用する団体に対し、ボカシ100gにつき20円、平成11年度からボカシ処理容器1個につき購入価格の2分の1(上限900円)を助成している。

補助実績

年度	ボカシ購入実績(g)	処理容器購入実績(個)	補助金額(円)
平成24	2,978,000	62	626,100
平成25	2,636,500	52	551,800
平成26	2,092,500	27	431,300
平成27	1,778,500	12	364,500
平成28	1,428,500	22	303,600

(イ) 生ごみ堆肥化推進事業

平成11年度から生ごみの分別収集をNP0団体に委託し、モデル事業を実施、平成14年度から「生ごみ堆肥化推進事業」として週1回の分別収集を開始し、現在は、市内7地区、1団体が参加している。

推進状況

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
参加世帯数(世帯)	1,388	1,380	1,349	1,331	1,295
生ごみ収集量(t)	121	117	106	101	95
堆肥製造量(t)	14	15	11	10	10

(ウ) ダンボールコンポスト講座

平成22年度から安価で手軽に生ごみの減量に取り組めるダンボールコンポスト講座を、毎月開催している。平成29年7月からダン

ボールコンポストの消耗品の購入費用の一部を補助している。

講座開催状況

年度	ダンボールコンポスト	
	導入講座	アフター講座
平成24	29回 331名	27回 82名
平成25	40回 423名	32回 174名
平成26	48回 508名	41回 94名
平成27	49回 691名 <small>※うち2回(200名)は学校で実施</small>	27回 250名 <small>※うち2回(139名)は学校で実施</small>
平成28	57回 807名 <small>※うち1回(45名)は学校で実施</small>	14回 200名 <small>※うち2回(94名)は学校で実施</small>

ウ 事業系一般廃棄物減量対策

(ア) 事業所立入指導

「事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」を制定(平成11年7月)し、「廃棄物管理責任者」の選任と「一般廃棄物減量計画書」の提出を義務付け、要綱に基づいた減量指導を行っている。

平成27年度から延べ床面積が500㎡を超える事務所または小売店舗でありかつ多量排出事業者が占有する建築物にも実施している。

推進状況

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
計画書提出事業所数	165	185	184	366	361
資源化率(%)	55.6	57.8	48.6	50.7	51.3
立入事業所数	50	50	51	88	104

(イ) エコ・アクションパートナー事業

容器包装廃棄物等の発生抑制や再生品の使用推進を図るため、市内のスーパーマーケット・百貨店・その他小売業者から、

- ①レジ袋削減・簡易包装等の推進、
- ②エコ商品・詰め替え商品の取扱いの推進、
- ③事業者による容器包装等の自己回収の推進、
- ④その他市長が認めるエコ活動、

等を実践する事業者を募集し「エコ・アクションパートナー協定店」として、協定を締結している。平成28年度には、46事業所と協定を締結している。

また、レジ袋の削減を事業者・市民・行政の3者で協働して推進するため、協定を締結し、平成20年9月1日から市内のスーパー

等で有料化を開始した。平成29年3月末時点で、59店舗が実施中である。

エ 啓発事業

(ア) 環境推進員制度

地域における、ごみ減量や資源化活動の推進など行政と地域住民とのパイプ役として「環境推進員」を委嘱している。平成29年度は、181名。

(イ) まるごと環境フェア

市民の環境意識の向上とその行動を促す「きっかけ」となることを目的に、平成14年度から毎年市民参加型の環境イベントを開催している。

第15回岐阜市まるごと環境フェアの概要

実施日	平成28年11月3日(木・祝)・12日(土)・20日(日)
場所	みんなの森ぎふメディアコスモス
テーマ	「みんなであつなごう!かんきょう都市」
来場者数	9,110人

(ウ) 都市美化運動

「岐阜市まちを美しくする条例」(平成11年7月施行)により5月30日と11月の第3日曜日を「環境美化の日」と定めている。毎年、地域の都市美化推進連絡協議会が中心となり、「ごみゼロ運動」や「クリーンシティぎふの日」運動として清掃活動が実施されている。

(エ) 路上喫煙禁止啓発事業

たばこのポイ捨てを防止し、環境美化を推進するため、平成20年10月1日から路上喫煙禁止区域を指定、平成21年1月から違反者に過料を科している。

指定施行日	区 域
平成20年10月1日	J R岐阜駅周辺から市役所周辺の長良橋通、玉宮通、柳ヶ瀬
平成23年9月1日	金華山の10の登山道と隣接する岐阜公園の一部及び川原町界限
平成27年8月1日	みんなの森ぎふメディアコスモス周辺地区

3 墓地、斎苑

(1) 墓 地

現在、市内には5か所の市営墓地がある。

市営墓地の貸付は、返還地、未利用地等を確認、

整備し再貸付を行っている。

市 営 墓 地 一 覧

名 称	開設年月日	敷地面積 (㎡)
岐阜市上加納山墓地	大正3年9月11日	100,063
岐阜市大洞墓地	昭和38年7月10日	230,965
岐阜市加納穴釜墓地	明治45年	14,681
岐阜市柳津北宮浦墓地	昭和45年12月25日	2,093
岐阜市柳津宮東墓地	平成4年4月1日	739

(2) 斎 苑

名 称 岐阜市斎苑
 所在地 上加納山4717番地4
 完成年月 平成4年12月
 施設
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建一部平屋建
 敷地面積 15,200㎡

建 物 面 積 (単位:㎡)

種 別	1 階	2 階	合 計	
本 棟	火 葬 棟	1,739.780	650.978	2,390.76
	待 合 棟	954.010	389.004	1,343.01
	斎 場 棟	339.542	—	339.542
	小 計	3,033.332	1,039.982	4,073.31
付 属 棟	倉 庫 棟	70.200	—	70.200
	WC・ガバナー棟	63.585	—	63.585
	W C 棟	33.750	—	33.75
	待 合 棟	199.300	214.170	413.47
	小 計	366.835	214.170	581.005
合 計	3,400.167	1,254.152	4,654.319	

施設内容

火 葬 棟

告別室(4室)、収骨室(3室)、炉前ホール(4室)、霊安室(4基)、中央監視室、エントランスホール、倉庫、残灰庫、作業室、作業員室、便所、浴室等

待 合 棟

待合室(和3室、洋2室)、遺族控室(2室)、僧侶等控室(2室)、待合ロビー、事務室、湯沸室、配膳室、喫茶コーナー、自販機コーナー、便所、倉庫、エレベーター、式場2(60人収容:40人座席)等

斎 場 棟

告別式場1室
 ・200人収容(160人座席)

待 合 所

待合室(洋2室)

待合ロビー等

駐 車 場

乗用車139台、バス5台(約4,800㎡)

調 整 池

面 積 約900㎡

容 量 1,108t

火 葬 炉

基 数 人体炉15基、汚物炉1基、動物炉2基

炉 形 式

人 体 炉 再燃焼炉付台車式寝棺炉
 (前室付、前入前出方式)

動 物 炉 再燃焼炉付ロストル式

汚 物 炉 再燃焼炉付固定床式

運 転 方 式 中央集中管理方式

使 用 燃 料 都市ガス

火葬時間 70分(冷却含む)

火葬件数及び式場等の使用状況

人 体

年 度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
市 内(件)	4,037	4,028	4,073	4,242	4,209
市 外(件)	613	628	614	616	576
人体小計(件)	4,650	4,656	4,687	4,858	4,785
死 胎 児(件)	91	90	86	68	79
改 葬 骨(件)	0	1	0	9	0
身体の一部(件)	104	106	204	364	22
人体合計(件)	4,845	4,853	4,977	5,299	4,886
稼働日数(日)	301	304	304	305	304
火葬件数/日	16.1	16	16.4	17.4	16.1

獣 畜 ・ 産 じ ゃ く 汚 物

年 度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	
獣 畜	市内(頭)	7,011	6,975	7,206	7,063	7,094
	市外(頭)	8	7	13	14	10
畜	合計(頭)	7,019	6,982	7,219	7,077	7,104
産 じ ゃ く	件	123	120	123	127	111
汚 物	kg	3,145	2,917	2,746	3,804	3,885

式 場 等

年 度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
式 場 1(件)	178	166	139	141	109
式 場 2(件)	227	228	212	217	194
待合室1~7(件)	608	582	500	515	455
式場貸出日数	300	302	301	301	299
霊安室(延べ日数)	1,136	943	1,135	1,013	1,145

(ただし平成24年度までは、待合室1~5)